

第2回「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」の 見直しに関する検討会 議事録（案）

日 時： 平成26年2月14日（金） 13:00～15:00

場 所： TKP 大手町ビジネスセンター ホール7A

出席者： 新美座長、篠崎委員、二宮委員、則武委員

環境省地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室 熊倉室長、伊藤室長
補佐、三好室長補佐、石井担当官

事務局 海外環境協力センター 細埜研究員、松藤研究員

議事次第：

1. 指針見直しにおける論点について
2. 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」の見直しについて

●開会

事務局： それでは、皆様おそろいになりましたので、ただ今から第2回「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」の見直しに関する検討会を開催いたします。

皆様にはお忙しい中、また、本日は大変お足元の悪い中お集りいただきまして誠にありがとうございます。

事務局を務めます気候変動対策認証センター、細埜と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日、委員7名のうち4名の委員に御出席をいただいております。本日は奥委員、末吉委員、信時委員につきましては、御都合により御出席いただくことができませんでしたが、委任状を頂戴しております。また、本検討会における事前説明の際に御意見をいただいております。後ほど資料の御説明の後に、御欠席の委員の皆様からの御意見も御紹介させていただきます。

それでは、ここからの議事進行につきましては新美座長、よろしくお願いいたします。

新美座長： それでは早速議事に入りたいと思いますが、その前に資料の確認をお願いします。

●配布資料の確認

事務局： 本日の資料は、お手元にクリップでとまっております、第2回検討会のアジェンダ、資料1、2-1、2-2となっております。また、参考資料がござ

いますが、後ほど資料 2-2 を御説明する際に少し使わせていただきます。
また、御欠席の委員の皆様からいただいている御意見がございます、こちらは口頭でも御説明をさせていただきます。

もう 1 つは第 3 回カーボン・オフセット大賞の受賞者の決定について、こちらは市場メカニズム室から出ております報道発表資料になります。こちらを参考として付けさせていただきます。資料に不足がございましたら、事務局にお申し出ください。

議題 1. 指針見直しにおける論点について

新美座長： それでは、議題 1 にらせていただきます。本日のメインテーマとなります指針見直しにおける論点について、環境省から御説明をいただきたいと思えます。

伊藤補佐： 環境省市場メカニズム室に 1 月から参りました伊藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

資料の説明に入る前に、第 3 回カーボン・オフセット大賞の報道発表資料を付けさせていただきます。こちらは参考資料ですが、本日付で第 3 回のカーボン・オフセット大賞が公表されたところでございます。

カーボン・オフセット推進ネットワーク (CO-Net) で取組み案件の応募を行っていただきまして、43 件の応募があり、この中から環境大臣賞、経済産業大臣賞、農林水産大臣賞などが決定しております。

受賞団体につきましては、3 月 4 日火曜日に東京国際フォーラムにおいて開催されます、カーボン・マーケット EXPO2014 におきまして表彰式を行うこととなっております。

新美先生におかれましては、オフセット大賞の審査委員としても御力添えをいただきましてどうもありがとうございました。

それでは、資料 1 に基づきまして、指針見直しにおける主な論点整理について御説明をさせていただきます。

まず、指針策定について、2008 年指針が策定された当時と現在の社会的状況の違いでございます。

第 1 回の指針見直し検討会において、委員の皆様から御指摘を受けております。篠崎委員からは、5 年前と世の中の背景が全く違うといった御指摘ですとか、気候変動が生活面にかなり大きく影響しているという御指摘をいただいております。

また、二宮委員からも、政府としては 2008 年当時にはオフセットを限定的に捉えて、オフセットの信頼性を損ないかねないような取組が広がるのを抑えるという政策的な意向がありましたが、その当時と現在ではかな

り状況が違うという御指摘をいただいております。

このような御指摘を基に、2008年指針と2014年指針策定時のカーボン・オフセットを取り巻く社会的背景の違いを明確にすること、また、こちらは後ほど御説明いたしますが、末吉委員から御意見をいただいております、中長期の温室効果ガス削減目標達成に向けたカーボン・オフセットの位置づけを明確にするということに記載させていただいております。

続いて、本指針で扱うカーボン・オフセット及びその類型についてでございます。

こちらにつきましては、篠崎委員から、コンプライアンスでのオフセットとボランティアなオフセットという言い方があるのではないかと御指摘を頂戴しております。

また、二宮委員からも、海外では排出量取引（ETS）があるという前提でコンプライアンスなクレジットによりオフセットすることをカーボン・オフセットと呼んでいたところ、我々は最初からボランティアなものとしていたということがございます。

こういった御指摘を受けまして、本指針におきまして、カーボン・オフセットとは、法規制によらない自主的な取組としてのオフセットであることを明記するとともに、オフセットの類型を整理するというをまとめさせていただいております。

指針改訂の目的に関しましては、「はじめに」の中で今回の指針改訂の目的を明確にするべきという御意見をいただいております。

オフセットの意義につきましても様々な委員から御指摘をいただいておりますが、信時委員からは、市民に対してわかりやすさ、動きやすさをしっかり演出していかなければならないという御意見をいただいております。

また、則武委員からは、カーボン・オフセットに取り組むことがコスト認識となりオフセットの量を減らし、費用を減らすという形でない取組が続いていけないのではないかと御指摘をいただいております。

これらを基に、オフセットの意義としまして、カーボン・オフセットは商品やイベントなどの多様な取組を通じ、一般市民も含めた幅広い主体が参加できる取組であることを明記するとしております。

また、カーボン・オフセットの「知って、減らして、オフセット」という取組を通じまして、温室効果ガス排出量の「見える化」とクレジット購入を通じたコスト認識が促されることによって、更なるCO₂削減につながる取組であることを改めて明確にするとしております。

見出しの「カーボン・オフセットについて」の箇所について、まずカーボン・オフセットの分類でござります。これについてもいろいろ御指摘を

いただいております。

二宮委員からは、いろいろと類型はありますが、そういった類型が全くないというのも扱いに非常に困るので、基本原則はしっかり書くべきではないかという御指摘をいただいております。

その他にも、信時委員からは、消費者にとって類型はあまり意味を持たないところがあるので、細かい分類は行わなくていいのではないかという御指摘をいただいておりますので、これにつきましては、自ら排出する温室効果ガスをオフセットする取組と、商品やサービスにクレジットを付与する、いわゆるクレジット付き商品といった形の取組の違いがわかるようにすること及び指針においてはあまり細かい分類は行わないということを記載させていただいております。

また、ダブルカウントにつきましては、非常に多くの委員の方々から御意見をいただいております。奥委員からも書面での御意見をいただいております。

これらを踏まえまして、ダブルカウントにつきましては、クレジットを二重に使うということはないようにするものの、基本的には環境価値の二重主張の部分につきましては、消費者に誤解を与えないことを前提に抑制するようなことはせずに、むしろ推奨するということで進めていきたいと考えております。

裏面にまいりまして、認証につきましては、カーボン・オフセットの信頼性・透明性を高めるための有効なツールとして認証制度の紹介を行うことを記載しております。

今後の取組については、カーボン・オフセットの普及に関しましてもいろいろな御意見をいただきましたが、信時委員からは、市民に関してはわかりやすさ、動きやすさをしっかり演出していかなければならないという御意見をいただいております。

また、類型につきましても、いろいろな種類のハイブリット型もあるのではないかという御指摘をいただいております。

これらの御指摘を踏まえまして、市民へのカーボン・オフセットの普及に関して、わかりやすさ、動きやすさの演出を含めた普及活動が必要であるということ。また、カーボン・オフセット商品に対する消費者の受容性を高めるために、環境教育の中にオフセットを取り入れることを検討するということが記載しております。

加えて、企業や商品・サービスのオフセットの取組を促進させるための施策のあり方を検討すると記載しております。

カーボン・オフセットの取組の評価につきましても御意見をいただい

おります。これにつきましては、前回検討会を御欠席でした末吉委員から、オフセットの社会的位置づけがないのが問題であり、オフセットを活性化させるような後押しとしまして、企業の努力を顕在化させて評価することができないかという御指摘を文書にていただいております。

それ以外に則武委員からも、オフセットは企業が頑張っても広がらない、それらがしっかり評価されることが必要であるという御意見をいただいております。

これらの御意見を基に、企業におけるカーボン・オフセットの促進の後押しとしまして、オフセットに取り組む企業が評価される仕組み、インセンティブについて、今後の検討の可能性も含めて明記したいと考えております。

都市・地域におけるカーボン・オフセットにつきましても御意見をいただいております。二宮委員からは、都市・地域のオフセットというのは考え方としては先進的な考え方であるものの、現状では算定ガイドラインの問題ではないか、算定ガイドラインをしっかりと整備することが問題の一つだという御指摘をいただいております。

また、奥委員からは、都市・地域オフセットについて、すぐにニュートラル化するのはハードルが高いので、あまりニュートラルについては強調しすぎない方がいいという御指摘をいただいております。

こうした御指摘を基に、こちらの主な論点整理では、都市・地域で温室効果ガス排出量を削減することが重要であり、オフセットは減らしきれない排出量を取り扱う一つのツールであることを前提に、国内外での都市・地域レベルでの取組について将来的な可能性を紹介していきたいと記載させていただいております。

また、都市・地域におけるカーボン・オフセットの取組の一つとして、自治体の地球温暖化対策実行計画の中で位置づけられるように言及すると記載しております。

政府が主体となったカーボン・オフセットの取組につきましては、前回検討会で則武委員から、国や自治体で購入する商品がオフセットされていれば自動的にオフセットの取組は進んでいくだろうという御指摘をいただいておりますので、それを基に、政府が主体となったカーボン・オフセットの取組促進について記述させていただいております。

その他でございますが、ボキャブラリーのところ、プロバイダーという言葉があまり言葉の持つ意味として合っているのではないのかという信時委員からの御指摘をいただいております。これにつきまして事務局で検討させていただきましたが、オフセット・プロバイダー・プログラムな

どが広がっていることから一定程度定着した用語ということですので、今回はプロバイダーという言葉は特に変更は行いませんでした。

資料1の説明は以上でございます。

新美座長： ありがとうございました。

今、前回の議論を基にして指針を見直す際の論点について整理をいただいたところですが、今の御説明につきまして、御質問、コメント等がございましたらよろしく願いいたします。

篠崎委員： カーボン・オフセットの取組は空気を使っています。現物を見ないでみんなが理解をしなければいけないので言葉の定義は明確にしなければいけないと思っています。今の御説明の中でもオフセットの意義の中で類型という言葉がありますが、どうも今の指針では類型というのは大きく分けて市場流通型と特定者間完結型というのがありまして、その市場流通型の類型の中に商品・サービスなどが入っている形なのです。それを類型と言うのか何と言うのかわかりません。

この類型というのは、どちらかという今回の資料を見ましても、商品・サービスなどのやり方の方法のところを言っているのか、それとも先ほどの御説明の中ではボランティアやコンプライアンスということを私も申し上げましたが、何をもちいて類型とするのかが同じような言葉で両方説明されたのでよくわからないのでお伺いしたいのですが。

伊藤補佐： お手元に参考資料という横長の資料がございますが、2 ページで御説明させていただきたいと思います。

カーボン・オフセットの各類型についてまとめさせていただいたものです。まず、前提としまして、我が国におけるカーボン・オフセットにつきましては全てボランティアなもので実施しております。さらにそのボランティアなオフセットの中でまずクレジットによる区分がございます、それが市場流通型と特定者間完結型の2つに区分されます。このうちさらに市場流通型につきましては、先ほど篠崎委員からも御紹介いただいたとおり、商品・サービス、会議・イベント、自己活動及び自己活動支援、こちらはいわゆるクレジット付き商品になりますが、この4つの類型に分かれるだろうということで今回、区分、類型という言葉で整理しておりますが分けさせていただいたものでございます。

篠崎委員： 私はクレジットの種類で市場流通と特定者間完結に分かれるというところがどうもよくわからないのですが、前回もここは非常にわかりにくい表現でしたので、一体何のためにあるのかよくわからなかったのですが、それがまた続いてきているというのは、クレジットの種類で分けるのなら市場流通と非市場流通ということになると思うのですが、そうすると市場と

は何かということになります。特定者間完結というのは取引形態の話ですので、それを2つの区分にするというのはどう考えても私はわかりません。前からここがよくわからないのですが、それがまだ残っているというのが、オフセットをやろうとしてまずこれを読んだときにつまずくところなので、何の必要があるのかということをお願いしたということです。

伊藤補佐： 市場流通型、特定者間完結型につきまして区分を残すべきか、残さないべきかということは第1回検討会の際にも御議論があったと聞いておりますが、我々としては、どちらにしても一定の分類は残しつつも、それをよりわかりやすい形でまとめまして、一般の方々や企業の方がオフセットに取り組もうとする際に、あえてこの分類を前面に押し出さずに取り組みやすいような普及啓発を行っていく方法で対応していきたいと考えているところでございます。

熊倉室長： まず名称についてですが、特定者間完結型という名前はわかりづらいので、ここをわかりやすくする工夫はしたいと思っています。

これを分ける意義ですが、私の理解では、クレジットを使わないでオフセットをするケースがあるのではないかと考えておりました、例えばある自治体が森林による吸収はこれだけの量だという証書を出しているケースがあると思うのですが、それでオフセットしたということについては、そのクレジットの信頼性云々はよくわかりませんが、両者の間で合意したのであればそれはそれでいいのではないかと形式的なものです。

篠崎委員： クレジットは発生するのですか。

熊倉室長： いわゆる J-クレジットや CER のようなクレジットはない形のオフセットというものになります。

篠崎委員： 先ほどはクレジットが発生しないような取引とおっしゃっていましたので、クレジットを発生させないオフセットという意味で特定者間というものもあるのか、それともクレジットの信頼性といった観点でそれを明確に分けるためにはこのクレジットとこのクレジットがありますというために名称をつけるのか。

二宮委員： この議論は最初の指針を作った時にもあった議論です。その時の理解としましては、ネーミングは確かにあまりよくないので変える余地はあると思いますが、私は分け方そのものは論理的には正しいと考えております。違いはクレジットがあるかないかではなくて、クレジットが市場を通じて信頼性を持ったものであるかどうかです。クレジットと呼ぶかどうかはその人の勝手です。例えば私が家の裏に松の木を植えたとします。それにより吸収はできていますので紙1枚に吸収証書と書いてそれを篠崎委員にお渡しして、篠崎委員がわかりましたということで私に1,000円くれるとい

うこともありだと思うのです。これはここでいう特定者間完結型で、お互いに知っている者同士、信頼がある者同士で、それをクレジットと呼ぶのは勝手ですが、そこで完結しているケースです。

市場流通型というのはそうではなくて、顔の見えない者同士でもクレジットに担保された信頼性に依拠してそのお金を払うといったクレジットのあり方で、それがここでいうクレジットになり得るのです。そういう分け方をしたのです。

前回の委員会でもお話しましたが、当時、特定者間で完結するクレジットと言われるものがいっぱい出てきておりました。各民間企業さんがカーボン・オフセットに使えるクレジットを出していますというときに指針から排除するのはいかがなものかと。そういうものもこの指針の中では含みたいということもありました。でも特定者間完結型というわかりにくい名前にはなってしまいました。非市場流通型という名前でもいいかもしれません。

どちらにしましても、その違いはクレジットの有無ではなくて、そこで取引されるクレジットが特定者間だけの信頼関係の中で保たれているものなのか、あるいは本質的にそういう制度設計されたクレジットであるのかと、そうではなくて広く市場で顔の見えない者同士でも金銭のやり取りが可能なクレジットがあるのか、そのどちらを使うのかという区分です。私はこの区分けは今でも有効であって、今回の指針の中でそういう分け方をしているというのは論理的に正しいと考えるものであります。

篠崎委員： 非市場流通型と市場流通型ということだと信頼性が高いのは市場流通型であるというのはわかりますので、冒頭にどう出してくるかは別ですが、信頼性という中でどういうクレジットを使うかというときにはこちらにしますという話の流れになってくると思うので、それでいけばわかるのですが、特定者間完結とだけ言ってしまうと相対でやれば全部そうなのかという感じがします。取引形態なので、今、二宮委員がおっしゃったような意味でしたらわかります。ただ、もう少し説明しないとわかりにくいと思います。

新美座長： いかがでしょうか。市場流通型と「非」という言葉を入れた方がはっきりわかりやすいだろうという御意見です。

二宮委員： 何が市場かということにもよるのですが。

新美座長： それもありますが、一応クレジット等できちんと第三者評価が明確になって、それが市場に流れるということが前提の議論ということですか。その辺がわかるようにということです。

この議論は大体方向性が決まりましたが、他に何か御意見、御質問があ

りましたらお願いいたします。

篠崎委員： 論点整理に、ダブルカウントについて「環境価値の二重主張」という言葉がありますが、この場合の環境価値というものの定義は今はないのですが、後の定義の中にきちんと入ってくるのでしょうか。

伊藤補佐： 環境価値ということを改訂後の指針の本文には書いておりませんが、この環境価値の二重主張ということについて、厳密にそこを取り締まるべきではないという御意見も多数ありました。

篠崎委員： 環境価値そのものがどういうことを指すのかというのがはっきりしてなくてよくわからないところがあります。

伊藤補佐： 環境価値の定義を厳密に書き込んで説明を行っていくというアプローチではなくて、そもそもサプライチェーンの中で流通者、メーカー、消費者がカーボン・オフセット商品を取り扱うことについて、私はオフセット商品を買いました、私はオフセット商品を売っていますということをアピールされることはむしろ推奨すべきだということを改訂後の指針には盛り込んでいきたいと考えております。

篠崎委員： 今おっしゃったようなことを環境価値と解釈していいということですね。

伊藤補佐： オフセットに取り組んでいますといった主張をすることも環境価値を主張すると言っています。

篠崎委員： J-クレジットの規定の中には環境価値のダブルカウントをしてはいけないということになっておりまして明確に書いてあるのですが、中身をよく読んでいきますと、環境価値とはクレジットとほとんど同じ意味になってくるので、環境価値の二重使用を緩くするというではないと思いますが、言いたい人は言ってもいいですよというのを、この場合はこういうことを指しているということがわかるようにしておく必要があるのではないかと思います。

二宮委員： 篠崎委員がおっしゃっていることは、わかりにくい言葉はきちっとしなさいということですね。

篠崎委員： いろいろな解釈の仕方がありますので。

二宮委員： 私の理解では、環境価値というのはクレジットに付帯するCO2の削減効果を主張するというではないのでしょうか。

篠崎委員： オフセット主体ということですか。

二宮委員： クレジットに付帯している削減効果を私が削減したのだと主張することです。

環境価値という言葉は電力（RPS）でもありまして、わりと市民権を得てきている言葉だと思うのですが、そのクレジットに付帯する効果は様々違うので、環境価値というふうに大きくくりで言っているのですが、それほ

ど一般性のない言葉でしょうか。電力でも再生可能エネルギーで発電した電力の環境価値という概念があります。ただの電力と環境価値を分離して考えることと同じで、クレジットに付帯する削減効果を主張するという事です。

篠崎委員： ダブルカウントのところとごちゃごちゃになるのです。

二宮委員： つまり、私が 1t の削減効果を主張する場合と篠崎委員が主張する場合、これはまさに二重主張です。このことを言っているのです。どちらか一方しか付帯する価値の効力を主張することはできませんということ言っているので、多分共通認識はあると思いますので、定義をきちんとすれば篠崎委員にも御了解いただけるのではないかと思います。

篠崎委員： ですから具体例で 4 つに分けて明記すると書いていますので、この辺を書いていただければわかりやすいと思います。

新美座長： 二重主張というとダブルカウントのことを言う感じがするので、むしろそれぞれのステークホルダーがどう関与したのかということそれぞれの立場で言ってもよろしいということはどう表わすかということだと思っております。

カーボン・オフセットに対して主体になったのか、それを購入したのか、あるいはその商品の流通に積極的に取り組んだなどいろいろな意味が出てくると思うので、ダブルカウントの問題とは違うということを書いた方がいいのではないかと思います。

二宮委員： 私は一種のダブルカウントではないかと思うのです。償却されたクレジットの効果が誰に付随しているのかという問題だと思います。1 つの環境価値の行使を複数名が主張しているケースがダブルカウントで、これはだめだと言っているのです。1 人しか主張できませんよということなので、定義の問題ですが、やはり一種のダブルカウントと言っているのではないかと思います。

新美座長： 何を主張するかによると思います。例えば末吉委員が言われているのは、私はオフセットしている商品を積極的に買いますというのも主張しているのではないかと。

篠崎委員： それはダブルカウントではないです。

新美座長： そういうことを認めましょうという趣旨で、削減量については二重に主張してはいけないということのはっきりしているので、末吉委員はもっと参加者ができるだけ自分は環境に対して貢献しているのだと、雰囲気だけでも言えるのだということにしたらもう少し広がるのではないかという意見なのです。

篠崎委員： それはわかります。

新美座長： それをどう書き分けるかということです。

二宮委員： それを排除する主張ではないですね。

新美座長： はい。ですからその辺を従来の削減量のダブルカウントとどのように辻褃を合わせるのかという話だと思います。

篠崎委員： ダブルカウントはだめだと言っておいても、そういうことは全然関係ないので、そういうことはどんどん主張していいわけです。

新美座長： それを環境価値という言葉で表わすのがふさわしいかどうかということになると思います。

環境価値というのは非常に広く使われる場合と、今、二宮委員が言われたようにきちっと定義して使っているところもありますので、その辺をどのように表現するかということですがいかがでしょうか。

二宮委員： やはりはっきりしておいた方がいいと思いますが、環境価値の帰属は厳密に言えば1人にしかありませんので、その原則はきちんと書いた上で、今新美委員長がおっしゃられたのはどういうケースでしょうか。何となくイメージではわかるのですが、環境価値は特定の人に帰属するとして、それ以外の人々はそのサポーターとして位置づけられるということでしょうか。

新美座長： ですから環境価値の創造にコミットしたということです。

二宮委員： コミットしたということですね。わかりました。

新美座長： その辺を少し明確に書き分けた方がいいと思います。

熊倉室長： 具体的に言いますとどういうケースでしょうか。要するにクレジット付き商品というものがあまして、これは商品の生産時にオフセットしていないのですが、この商品はオフセットされた商品ですということは今のケースでいいますと該当するのでしょうか。

二宮委員： その場合もオフセット主体というのはやはり1人だと思います。それは生産者かもしれませんが購入者かもしれませんが。

熊倉室長： クレジット付き商品の場合、オフセットする主体は買った人なのですが、それがあたかもメーカーがオフセットしたように言うのはどうでしょうか。

二宮委員： それはまさにダブルカウントのケースです。オフセットしたと言ってはいけない。それはまさにここで指摘されたものだと思います。厳密にはそういうことです。

熊倉室長： それは二重主張であるということですか。

二宮委員： 二重主張にあたると思います。生産者も購入者も主張しているのですからこれは二重主張です。

新美座長： 消費者にオフセットするものをわが社は積極的に作っていますということと言ってもいいのです。ですから、どういうふうにコミットしたのかと

いうのを明確にすれば、自分がオフセットしたと言わなければ大丈夫だと思います。消費者にオフセットしてもらうためにこういう仕組みを作って商品を売りましたというのは別にダブルカウントとにはならないと思います。

主張の仕方を少しきめ細かく書いてください。

二宮委員：　　そういうところまでがんじがらめにしてしまいますと、オフセットに参加していこうと広く社会に呼びかける力が弱まってしまうのではないかという御懸念からおっしゃっているのですね。

新美座長：　　そういうことです。誰もがいいことをしたいと思っていることは言うてもいいと思いますし、それは排除するべきではないと。やはり取引というのは売り手と買い手がいて初めて成り立ちますので、どちらに環境価値が帰属するかということと、それにどういうふうに分けて自分がコミットしたかというのは分けて考える方がいいと思います。

則武委員：　　その件につきましては奥委員のコメントにもありますが、厳格に抑制するようなことはしないというよりも奨励すべき方を明確にしていって、もっと積極的にみんなが関与していくような表現の方が望ましいと思います。

新美座長：　　よろしいでしょうか。大体の方向性ということで篠崎委員もよろしいでしょうか。

では、ほぼ皆さん共通の了解が得られましたので、もう少しきちんとその辺をわかりやすく書くようにということです。

ほかに、御質問、御意見はございますか。

二宮委員：　　見直しの論点整理というところでお話いただいたのですが、指針の内容の目次（案）が資料 2-1 にあるのですが、こちらはまた別の議題として議論することになるのでしょうか。

伊藤補佐：　　この次です。

新美座長：　　前回の議論で拾い上げていただいた論点はほぼ出ていると思いますが、他にいかがでしょうか。

二宮委員：　　最初の部分に 2008 年指針と 2014 年指針の違いとありますが、今回改訂する指針はどれぐらいのライフを考えておられるのでしょうか。つまり現時点のみで有効なものと考えているのでしょうか。通常こういうものは非常に上位の文章ですので、直ちに今だけに当てはまるものではなくて一定の期間適用されるということを考えて方がいいと思うのですが、どれぐらいのスパンを考えておられるのでしょうか。今の時点で考えなければいけないことと長期的に考えなければいけないことがあると思うのですが、もしお考えがあればお聞かせいただきたいと思います。

伊藤補佐：　　前回策定された指針が 2008 年ですので 6 年たっているところですので、

今回も5～6年先までというイメージをしております。

二宮委員： 6年ぐらい先まで有効な内容の指針を考えているということですね。

新美座長： よろしいですか。大体2020年、オリンピックの頃を目指すということだと思います。もちろん急激な社会変化がありましたら改訂ということもあり得ると思いますが、とりあえず現時点で6年後を見据えて、その間までは有効であるということを見据えております。

よろしいでしょうか。特になければ次の議題に移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

議題2.「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」の見直しについて

新美座長： それでは、次の議題の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)」の見直しについてということで、環境省から説明をお願いします。

伊藤補佐： それでは、資料2-1目次(案)から御説明をさせていただきたいと思っております。

資料2-1の右側には2008年の指針の目次を、左側は2014年、今回改訂する指針の目次(案)をお示ししております。

まず、2014年指針の「はじめに」におきましては、2008年指針のときと同じように、カーボン・オフセットに関する背景としまして、温暖化の深刻化、温暖化の重要性であること、また、温暖化を含めますが、それ以外にもカーボン・オフセットを取り巻く社会的背景というのを新たに記述しております。カーボン・オフセットのあり方の指針の見直しについてということに記載させていただきたいと思っております。

2008年指針のときの策定目的としまして、(1)のカーボン・オフセットに関する理解の普及からオフセットの取組を促進する基盤の確立までございますが、これらの内容につきましては2014年指針におきましては「はじめに」で紹介をさせていただきたいと考えております。

続きまして2014年指針の2、カーボン・オフセットの運用状況でございます。2008年指針のときには「はじめに」に入れておりましたカーボン・オフセットの定義やカーボン・オフセット推進の意義、期待される効果、課題につきましては2014年指針におきましては、まずこれまでカーボン・オフセットをどのように運用してきたかということ記述するとともに、それを踏まえた今後の課題ということで新たに章立てをさせていただいているところでございます。

2ページ目は2008年指針と2014年指針でかなり似たような構造を考え

ております。どちらも我が国におけるカーボン・オフセットのあり方（指針）となっておりますが、オフセットのそもそものあり方をより詳述したものとなっております。こちらは基本的には同じ章立てで実施していきたいと思っております。

なお、2008年指針のときの（7）第三者認定とラベリングのうち、特定者間完結型のカーボン・オフセットに係る第三者による確認というものがございましたが、よりわかりやすい制度に簡素化していくという観点から、この部分につきましては2014年指針には盛り込まなくてもよいのではないかと考えているところでございます。

続きまして、3ページは2008年の4.において、カーボン・オフセットの取組に対する支援のあり方が記載されておりましたが、2014年指針では我が国におけるカーボン・オフセットの展望とさせていただいております。それぞれ今後の展開、施策などを盛り込ませていただいております。

なお、2008年指針には5. その他ということ、社会的状況などが変わったときには指針の内容を見直すことと書いておりましたが、これは2014年指針では「はじめに」に持ってくるように考えているところでございます。

資料2-1目次（案）につきましては以上でございますが、それを踏まえました資料2-2としまして、今回2014年版の指針の骨子（案）をまとめさせていただきました。先ほど御説明いたしました目次に沿うように御説明させていただきたいと思っております。

「1. はじめに」でございますが、温暖化対策の重要性ということから、IPCC第5次評価報告書の第1作業部会の報告書を引用させていただいております。現在も地球全体の温室効果ガス排出量が増え続けておりますので、大幅かつ持続的な削減が必要であるということを感じたいと考えております。

我が国全体で地球温暖化対策を進めていくに当たりまして、その中でカーボン・オフセットをどのように位置づけられるかということに記載しているのが2つ目のパラグラフになります。

こちらは京都議定書の目標達成計画などの文章を参照にしておりまして、地球温暖化問題につきましては、経済活動、国民生活全般に深く関わってくる問題でございますので、国、自治体、事業者、国民全ての主体に対して規制的手法、経済的手法、国民運動など多様な政策手段を有効に活用する必要がございます。

カーボン・オフセットはこういった多種多様な政策手段の一つであり、また、法規制によらない自主的な取組として排出削減を促進するものとい

う位置づけを記載させていただいております。

また、2007年時点におきましては、我が国でまだカーボン・オフセットの取組が十分定着していなかったということから、2008年指針を策定したということで、当時指針を策定した時の背景についても記載させていただいております。

この指針に基づきまして、オフセットに関するガイドラインの整備や実際にクレジット、オフセットの認証の取組が実施されておきまして、一定程度制度としては定着してきたところではございますが、後ほど申しますような新たな課題に実際運用していく中で直面しているということを「はじめに」の中で簡単ではございますが御紹介しております。

こういった温暖化対策に加えまして、指針の策定から6年経過した中での社会的状況の変化についても記載しております。

地域社会におきましては、地域経済の低迷、過疎化、農林業の担い手の減少といった非常に大きな課題に直面していることを記載しております。

また、国際的に関しましては、途上国への我が国の技術の普及によって、温室効果ガスの排出量の削減を行いまして、それらを我が国の削減目標の達成に活用する二国間クレジット制度が立ち上がっていることを紹介しております。

こうした新たな課題や状況の変化に対応するために、社会全体でカーボン・オフセットを取り組む仕組みへと発展させるように指針の見直しを行いたいとまとめさせていただいております。

2 ページ目にカーボン・オフセットの運用状況についてまとめております。

(1) オフセットの定義、期待される効果につきましては、2008年指針の時と同じ内容を入れております。最初にカーボン・オフセットの「知って、減らして、オフセット」の定義を最初のパラグラフに入れております。

また、2 つ目のパラグラフにおきまして、カーボン・ニュートラルについての定義を入れさせていただいております。

その後 2008 年指針では、カーボン・オフセットの取組の 2 つの意義を記載しておりますが、それらの内容はこちらに書いております。第一の意義としまして、社会の構成員が主体的に温室効果ガス削減を行うことができるということ、また、第二の意義としましては、温室効果ガスの排出削減や吸収量のプロジェクトに対して、それに必要な資金を調達する、還流させることにあるということを記載しております。

ここで 2014 年指針の新たな第三の意義としまして、カーボン・オフセットに関しましては、地域で創出されたクレジットを地産地消したり、ま

た、都市部の企業が地域のクレジットを取得するといったことを通じまして、地域への投資の促進、雇用の確保などの地域活性化の取組に貢献するということが第三の意義として記載しております。

また、このカーボン・オフセットの取組が継続的に実施されることによりまして、地域の環境、森林や生物多様性といったことの保全につながるといった、地球環境だけではなく地域環境についても保全できるというコベネフィット効果があることも記載させていただいております。

カーボン・オフセットの取組の実績と課題というところがございますが、最初のパラグラフに関しまして、また横長の参考資料の 3 ページを御覧いただきたいと思っております。

カーボン・オフセットに取り組む際に使用するガイドライン・制度等がございます。左側に 2008 年指針における各項目を記載しておりますが、それぞれに対応するガイドラインや制度などをこれまで整備してきたところでございます。このように 2008 年指針に則ってカーボン・オフセットに関連しますガイドラインの整備が行われてきたところでございます。これに基づきまして実際にクレジット、オフセットの認証を実施しているところございまして、信頼性の高い制度の構築、運用が実現してきたと考えております。

骨子案の 2 ページ (2) の一番下のパラグラフでございますが、こちらはこれらの制度の構築に加えまして、制度の普及啓発を行うという観点から様々な普及団体を設立しております。カーボン・オフセットフォーラム (J-COF) や日本カーボンアクション・プラットフォーム (JCAP)、カーボン・オフセット推進ネットワーク (CO-Net) などが創設されまして、冒頭で御紹介いたしましたカーボン・オフセット大賞や取組事例集などの作成が実施されているところでございます。

3 ページにはこれまでのオフセットの実施状況をまとめさせていただいております。これまでは企業を中心に会議・イベント開催時のオフセットや事業活動に伴うオフセットといった取組が実施されてきております。

また、諸外国と比較しまして、総量規制がない中において、要は京都メカニズムクレジットである CER については算定・報告・公表制度の調整のために主に用いている傾向があります一方、J-VER や国内クレジットにつきましても CSR の観点から主に用いているという特徴がございます。

また、その他につきましても、企業はクレジットを付与した製品やサービスなどを提供しておりまして、エンドユーザーが製品を買うことによって気軽にカーボン・オフセットに参加できる取組が広がっているところでございます。また、地域振興のためにオフセットを活用するという取組事

例が出ているところでございます。

こういった状況ではございますが、第1回の検討会で各委員から御指摘いただきましたように、いくつかの大きな課題に直面しているところでございます。企業へのオフセットを行う際のインセンティブを付与すること、また、そもそも世間全般にカーボン・オフセットの認知度、理解度を向上していくということにセットになります。オフセット製品やサービスを更に普及していくことなどが非常に大きな課題となっているところでございます。

これに加えましてオフセットの取組の継続性の確保、政府による率先実行などについてより実施していく必要があるというふうに課題をまとめさせていただいております。

次に、3. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方につきましては、基本的に2008年指針の内容を踏襲していくことを考えておりますが、先ほど篠崎委員から御指摘がありました類型や区分につきましては、よりわかりやすいものにネーミングを変えていくことを検討していきたいと思っております。

また、先ほど自己活動の支援型を御紹介しましたが、クレジット付きの商品が現行指針にはございませんので、これについては新たな指針の中で紹介していきたいと考えております。

また、この中には先ほどのダブルカウントに関する御指摘、御議論をまとめていただいたところでございますので、実際には書き込んでいきたいと考えているところでございます。

次に、4. 今後のカーボン・オフセットの展望でございます。

前回の検討会で信時委員から、国民全体に取組が渡るようにという御指摘をいただいておりますので、今後はクレジットの質的要素の評価も取り込みながら、より多くの主体が主体的かつ気軽にオフセットに関わること、また地域密着型ということ 키워ドにしてオフセット制度を展開してはどうかと考えております。

具体的には次の4、5ページになりますが、まず4ページ(1) オフセット製品・サービスの流通拡大でございます。

オフセット製品・サービスにつきましては、エンドユーザーによる消費量を増加するというのでその消費増加を受けて企業がオフセット製品・サービスを更に提供するという流通拡大の好循環を構築していくことが必要だと考えております。

そのための具体的な内容を下にまとめております。まず、一般消費者がカーボン・オフセットについての的確に情報が渡るようにするということ、

また簡潔でわかりやすい情報提供を行っていくことが必要だとまとめております。

このとき、オフセットだけではなく、省エネ・再エネ・オフセットが一体となった普及啓発のキャンペーンを展開していく必要があると考えております。

また、環境教育の重要性につきまして、今回書面でも御意見をいただいておりますが、若年層に対して地球温暖化対策による影響、カーボン・オフセットなどについての情報提供を、環境教育を通じて実施していくことが重要であるとまとめております。

次は、末吉委員からの御指摘でございますが、カーボン・オフセットに関しましては、財務情報とともに環境情報の開示が国際的に進められている状況ですので、投資家、金融機関による評価にカーボン・オフセットの取組が組み込まれていくことが望まれております。

制度の信頼性は大前提としつつも、オフセットに係る手続きを簡素化してはどうかという則武委員からの御指摘を踏まえて記載させていただいております。

また、先ほどのダブルカウントの議論でもございましたが、クレジットが重複して無効化されることはないということを前提としながら、オフセット製品・サービスを扱ったこと自体が評価される、むしろ積極的に推奨されるような形で対応していきたいと考えております。

オフセット需要を率先してけん引する役としまして、政府・自治体における公共調達でのオフセット製品・サービスを優先的な利用などを記載しております。

続きまして(2)地域におけるクレジット創出やオフセット推進体制の強化でございますが、オフセットに関しましては、地域の資金還流・雇用創出といった地域の活性化、オフセットの実施による地球温暖化対策及び地域の環境保全という3つの柱を同時に実施していくことができると考えております。これに関しまして、また参考資料の4ページ目を御覧いただきたいと思っております。

特定地域協議会の取組についてまとめさせていただいております。特定地域協議会とは、地域におきまして森林管理者などのクレジットを創出する事業者、またカーボン・オフセットに取り組みたいと考えておられる地域の自治体・企業及びプロバイダー等を構成員としまして、地域ごとにこれらの関係主体のマッチングを促すということを行っております。

実際にはオフセット、クレジット制度についての普及啓発、情報発信を行ったり、具体的な取組についてのアドバイス、コンサルティングを実施

していただいております。

さらに地域に根付いた取組を行うということから、一度でオフセットの取組を終わらせるのではなく、その後も継続して実施されるように緻密なフォローアップが可能となっております。

平成 25 年度におきましては、ここに記載しております 11 団体について特定地域協議会として支援を行わせていただいております。

骨子案の本文に戻りますが、5 ページを御覧いただきたいと思います。

今後は特定地域協議会をこの地域におけるオフセット制度の担い手として、地域内の自治体、民間企業、消費者団体などの連携強化、マッチング等の更なる促進を実施していきたいと考えております。

特定地域協議会はブロックごとに設置されている状況ですが、他のブロック、他の地域の特定地域協議会とも情報を共有すること、また、政府・自治体における最新の動向を協議会にフィードバックして、新たな普及施策に反映する仕組みを構築する必要があるとしております。

こういった特定地域協議会による地域ごとの取組に加えまして、都市部から地方、東京から地方といってもよろしいかと思いますが、そういった資金還流を促進するために全国規模での都市部と地方とのマッチングを更に促進しまして、クレジットの地産外消を推進する必要があるとまとめております。

これらを実際に行う実務者を育成するために、個別事例についてのケーススタディを通じましたマッチングの専門家を育成する必要があるとまとめております。

また、最後に、第 1 回検討会の時に御紹介しました都市・地域における取組につきましては、諸外国における先進事例を参考にしつつ、算定・報告・検証の方法論の検討などを実施することが望ましいとまとめております。

このほか (3) 普及促進母体の活性化としまして、JCAP、CO-Net にてこれまでの活動を拡大していくことが期待されるということ。また、J-COF におかれましては、普及施策を継続するとともに、オフセットの取組状況につきまして、金融機関などに幅広く情報提供していくことが求められていくとまとめております。

最後にカーボン・ニュートラルにつきましては、まだ制度の立ち上げ段階にあり、実績が国際的にも少ない、国内においても少ないという状況でございますので、個別の取組に関しての算定方法など技術的支援や取組事例についても海外への発信を行うことによりまして、ニュートラル化していくような機運を高めることを記載しております。

以上で説明を終わります。

新美座長： ありがとうございます。

今、資料 2-1、2-2 を御説明いただきましたが、ここで併せて欠席された委員からのコメントを御紹介いただけますでしょうか。

事務局： では、事務局より御案内させていただきます。委員の皆様には別途末吉委員、信時委員、奥委員からの御意見をペーパーにまとめております。会場の皆様もいらっしゃいますので一度読み上げさせていただきます。

まず、末吉委員からの御意見です。

今回のカーボン・オフセット指針を見直す上で、環境省が考える温暖化対策全体の中でのカーボン・オフセットの位置づけを明確にすべき。

2008 年と 2014 年では全く状況が異なっている。

気候変動に起因するような様々な事象が世界で起こり観測されている中、政府方針が後退し、温暖化対策の議論が明らかに低調している。その中で環境省がカーボン・オフセット指針を見直す意味は何か。環境省がオフセットにどう意味を持たせたいのかをはっきりさせるべきではないか。

見直す際には、制度論としての見直しと全体としての見直しをはっきり分けて考えるべきではないだろうか。今ある制度の内側を議論するのではなく、カーボン・オフセットをどのようにいかしていくのかを議論するべきではないか。

2007 年、2008 年、最初の指針を策定した当初、世の中ではまずクレジットがどういったものかも知られていなく、当時ビジネスにどう影響するかもわかっていなかった。今と昔ではクレジットの役割が全く違ってきている。企業にとっての CO2 削減はコストの問題にとどまらず、競争の問題になっている。世界の企業が CO2 を競争条件にしてきていると同時に、経済の中に CO2 を減らすことがマストとして求められるようになってきた。

例えば、SEC 証券取引所、ロンドンの証券取引所でも有価証券報告書に CO2 排出量を記載させており、CDP、DJSI、GRI でも CO2 排出量の開示が求められており、このように非財務情報としての CO2 排出量に関する情報が資本調達に影響するようになってきている。

UNEP-FI でもカーボンポートフォリオの一つとして CO2 排出量を把握した上で投融資をするように求めている。

CO2 の問題を扱うことは、経済としてどうあるべきかの認識を環境省として持つべきではないのか。

社会、経済への影響を考え、政策としての価値を引き上げていく必要があるのではないか。

海外に目を向けると、日本の格差を非常に大きく感じる。現状に甘んじ

ていたら企業は国際競争から弾き出される。それは日本の成長戦略のベースが崩れることにもなりかねない。国際交渉では今後ますます日本へのCO2削減のプレッシャーがかかってくるはずである。

温暖化対策としてカーボン・オフセットが実効性のあるべきものにするにはどうすべきかを議論すべきであり、企業にプレッシャーをかけながらも、ビジネスにとってやればやるだけプラスになるよう国の支援を考えるべき。

ここまでが末吉委員からの御意見です。

次に、信時委員からのコメントになります。

オフセットの普及をCSRに頼って進めるには限界があり、ビジネスの中で捉えられていく必要があるのではないか。

ただし、まず消費者がオフセットを理解していないとビジネスに上がってこられないため、まずは消費者への理解を促すことが重要だと考えている。

環境教育や普及啓発活動を通じて、市民や消費者がカーボン・オフセットについて理解した時に、自分自身ができることが手の届く範囲であることがカーボン・オフセットの普及を促すためには必要なことではないか。

例えば、コンビニでクレジットが購入できるということかもしれないし、オフセット付きの商品やサービスであるかもしれない。消費者が気軽にカーボン・オフセットにアクセスできることが大事である。

オフセットの企画、取組に対して、企業、市民がクレジット費用をみんなで分担し、温暖化の問題に対して少しでもお金を払う、費用を負担するという意識を持つこと。また、その負担に対する対価として、例えば貢献度合いはいかほどかということがわかるようにするなど、カーボン・オフセットに関わったことによる満足感が得られるような工夫が考えられないものか。

こちらが信時委員のコメントでした。

最後に奥委員からのコメントになります。

1点は資料1についてです。先ほどいただいておりましたダブルカウントに関する考え方についてです。

資料1のダブルカウントの考え方についての2つ目のポツには環境価値の二重主張については消費者に誤解等を与えないことを前提に、カーボン・オフセットに関わるステークホルダーの個々の役割に合った情報提供を行うこととし、厳格に抑制するようなことはしない、とあるが、環境価値の二重主張はそもそも許されることではないことをまず明確にする必要があります。その上で、例えば「カーボン・オフセットされた商品を販売、

また使用しています」というように、オフセット主体以外がカーボン・オフセット商品の販売、また使用等に係る主張をすることは環境価値の二重主張には当たらず、むしろオフセットへの認識拡大に資する行動として奨励されるべきであると考えられることから、これについては厳格に抑制するようなことはしないというよりは、奨励されるという基本的スタンスを示した方がよいと思います。

ただし、その際には消費者等に誤解を与えないような正確、かつ十分な情報提供がなされるべきであること、こちらも併せて記述する必要があると思います。

次に、次のような内容は、資料 2-2 のあり方（指針）の骨子の中には盛り込まれていないようですが、どのような形でどこに反映されるのでしょうか。

2008 年版指針では 2. (3) の信頼性の構築の中でクレジットのダブルカウントの回避の必要性に関する記述がありますが、2014 年版骨子の中ではこの柱がなくなっていますので、3. (6) の透明性の確保のところでは言及することになるのでしょうか。

私はそれでよいと考えますが、そのような場合も上述のように消費者に対する正確かつ十分な情報提供と併せてなされる必要がある旨を言及していただくことが肝要です。

以上が奥委員からの御意見になります。

以上、御紹介となります。

新美座長： どうもありがとうございました。

それでは、資料 2-1、2-2、欠席された先生方の御意見も踏まえて、今日御出席の委員の先生方から御意見、御質問を出していただければと思います。

則武委員： ダブルカウントとも関係するのですが、今回の中で CDP 等におけるスコープ 3 との関係というのを少し明らかにするべきではないかと思います。元々スコープ 3 になった段階で排出量そのものをトリプルカウントしているという状態ですが、その中でカーボン・オフセットがどこかに入ることによって当然スコープ 3 における排出量は減ることになります。その際に環境価値を主張してはいけなくなりますとスコープ 3 の考え方と合わなくなってくる場合がありますので、言葉としてどういう言葉を使うかは別としまして、やはりスコープ 3 とカーボン・オフセットに係る環境価値の関係というのは明らかにするべきではないかと思います。

新美座長： ありがとうございます。

どの部分でどうなるかというのをもう少し明確にするということですね、

わかりました。

他に御意見、御質問ございますか。

二宮委員：

1 つは、資料 2-2 を読みますと、肝心の指針になる部分は 3.の部分ですが、そこは少しあるだけで前座の「はじめに」から 2.にかけてが 2 ページ以上ありまして、この書き方の問題かもしれませんが、その後、今後のオフセットの展望がありまして、前座と後ろのデザートがものすごく大きいのに真ん中のメインディッシュが少ししかないように見えるのですが、本当は指針なので中心になるのは指針でして、あまり前半や後半にたくさん書くのは指針のあり方としてどうなのかと思います。

2 点目はそのこととの関連もあるのですが、ここまで構成案を書いていたでいて今更ということがあるかもしれませんので、意見として聞いていただきたいのですが、「今後のカーボン・オフセットの展望」というところは指針の中に書くには若干不適切ではないかと思います。と言いますのは、指針というのは何度もお話ししていますが最も上位に位置する文書でありまして、そこはやはりカーボン・オフセットのあり方というものを書くにとどめるべきではないかと思います。それを踏まえてどう活用するかという議論は当然あるべきですし、やらなければいけないと思うのですが、それは指針の中に書くべきことではないのではないかという気がしております。

どうしてもここに書く必要があるというのであれば、今後のあり方というのは指針とはやはり違うと思うので、その書き方を分けていただく、あるいは以前ありましたようにオフセットの活用検討会を別途立ち上げていただいて、そこでこの指針を踏まえた今後の活用のあり方という議論をするべきで、指針の中に入れるべき内容ではないような気がいたします。

新美座長：

2 点ありましたが、特に後半は指針の性格づけに関わってきますので、その辺につきまして環境省から御意見ををお願いします。

伊藤補佐：

御指摘ありがとうございます。確かに 2008 年指針を作りました時に、4 章としまして今後のオフセットの取組に対する支援のあり方というところは当時指針というよりはそれにプラスアルファした内容であったということは感じております。今回も環境省の中でもそういう意見がございまして、どういうふうにとどめるのがいいのかと思ったのですが、やはり指針というのが非常に広く認知されておりまして、オフセットする際に最初に皆さんが見られる上位文書ということもありますので、そうしたところに盛り込むことによりまして、より多くの人に今後のオフセット制度の展開の仕方がどのようになっていくのかということもお示しできるという PR 効果も含めて考えておりましたので、今回はこの中に一緒に入れていただ

けないかと考えているところでございます。

二宮委員： 2008年当時は全くゼロベースだったわけですので、4章で言いたかったことは、むしろカーボン・オフセットを実行することに当たって不可欠なインフラがあるということを指摘したかったということで、今書いてある今後の展望と若干性格が違うような気がいたします。

先ほどこのオフセット指針は6年ぐらいお使いになるということでしたので、そうなりますと今書かれているオフセットの展望というのは多分ここ1~2年のような気もするのですが、6年後でも有効な内容なのでしょう。その辺が若干疑問に思いました。

ですから最初に作られたカーボン・オフセットのあり方指針の4章の部分とは若干性格が違うような気がするのと同時に、やはり6年間使うということ踏まえますと、あまり現時点の内容をここに書き込むというのは若干適切ではないように思うのですが、これは一意見としてお聞きいただければ結構です。

新美座長： ありがとうございます。

2008年と性格も少し違うのではないかと御指摘もありますので、その辺を少し踏まえた上で扱っていただきたいと思えます。

それから3章の(指針)の部分が薄いのではないかとありますが、これは2008年のものをほぼビルトインするという理解でよろしいですね。そうすると分量は相当程度出てくるということですので、二宮委員の御心配はないだろうということですね。

篠崎委員： 前回の指針の中と指針以外のところでもいろいろ使われてきた「信頼性の構築」ということがあります。その中にカーボン・オフセットするときの信頼性構築のためには6つの要素が必要だということが出ていまして、オフセットをする対象といますか、自分の排出量をどうやって正確に算出するのかということや、対象となるクレジットの永続性の話、それが信頼できる、それが一定のきちんとした算出基準に基づいてやられている、自らの排出を削減するなど6つあったはずですが、それが丸っきり抜けてしまっているのでしょうか。あれは比較的オフセットを取り組む上で、ここは必要なのできちんと押さえておかなければいけませんというところがありまして、どちらかと言いますとそれをクリアするためにいろいろな基準が後からできてきて、これはこういうふうを考えますというのが第三者認証をやっていくときにもそれに基づいてオフセットの量についての話やクレジットの質の話が出てくるのですが、そこは抜けてしまったのでしょうか。それともどこかに入っているのでしょうか。

伊藤補佐： 今回は骨子案の方には記載しておりませんのでミスリーディングで大変

申し訳ございませんが、6つの要素は大変重要な要素でございますので、この次に作ります指針の本文にはしっかり入れていきたいと思っております。

篠崎委員： あれはいいと思っております。

伊藤補佐： おっしゃるとおりです。大変失礼いたしました。

二宮委員： 「オフセットとは」に入ると思っております。

伊藤補佐： 場所は、今二宮委員がおっしゃったように「カーボン・オフセットとは」のところか、3章の我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（針指）の方に書くか、どちらがよろしいでしょうか。

二宮委員： 両方がいいです。まさにコア部分です。

伊藤補佐： いずれにしてもそこはしっかりと書き込んでいきたいと考えております。

新美座長： ほかに御意見、御質問ございますでしょうか。

二宮委員： そういう意味で言いますと、3章の指針がコアだと思うのですが、この対比を見ますとあまり変わっていないのです。少なくともここで見る限り、第三者認証ラベリングのところの特定者間完結型カーボン・オフセットに係る第三者による確認というのが抜けているだけで、基本的には過去のものの引き写しに近い形になっているのですが、ここの部分で何か大きく変わるところはあるのでしょうか。もしかしたらこの前座のところが大きく変わっているのが味噌で、指針のところの実態はあまり変わらないのでしょうか。今日いただいた資料2-2と2-1からあまりそこがはっきり見えませんが、指針のところでは何が変わるのでしょうか。

伊藤補佐： 第1回検討会での御議論を踏まえまして各種検討したのですが、あまり指針のところは変えなくていいのではないかと考えてはおりますが、それでもいくつか抜け落ちている必要な要素は少し追加させていただくという修正を行いたいと思っております。

篠崎委員： 資料2-2の4.今後のオフセットの展望のところ、「今後はクレジットの質的要素の評価も取り込み」という表現があるのですが、この「質的要素」というのが抽象的でよくわからないのですが、どういうことをイメージされた言葉なのでしょうか。

伊藤補佐： カーボン・オフセットの量としましては当然トン数というのが出てまいります。質というのはどういう方法でその量を稼いだか、例えば森林吸収や工場での省エネ、再エネといったことを想定しておりますので、実際にオフセットをしたいと言っている方は量を見るだけではなくて、そのクレジットがどのように創出されたかという方法についても非常に御関心が高く、できるだけ吸収系の方を使いたい方もいらっしゃるれば、地域性を見て、自分の会社の近くのクレジットを是非使いたいという方がいらっしゃる

と思うので、そういった地域性や創出方法などもしっかり情報提供できるようなことを考えております。

篠崎委員： 質的と言われますといろいろな要素がありますので具体的に書いていただいた方がわかりやすいと思います。

伊藤補佐： わかりました。

新美座長： 先ほどのお話と関係するのですが、クレジット自体を販売するとかクレジット付きの商品を販売するというのはわかるのですが、その受け皿はどのようなものを考えるのでしょうか。どうやってそのクレジットを使うのかというのが、何もせずに償却してしまうということなのか、その辺は何かアイデアはあるのでしょうか。

消費者がスーパーマーケットでクレジットを買いますが、買ったクレジットはどうするのですか？利用の仕方があるのでしょうか？そういうこともあり得るといってお話だったので、どういう青写真を描いているのでしょうか。

篠崎委員： 実際にやっている者から言いますと、正直申しましてクレジットを売っているというのではなくて、クレジットをお客様が購入されたときにこちらで代行して償却してしまうということですので、販売している方はクレジットを売っているのではなくて償却代行業という意味です。

新美座長： それはそれでいいのですが、今はそういう意味では売った時に償却なのですが、私のアイデアとしては、買ったクレジットをどこかに寄付するということもあり得るわけです。

地域的なものがどんどん出てきますと、薄く広くクレジットを販売しておいて、それをどこかに集中して寄付してカーボン・オフセットを完結させるということもあり得るのではないかと思います。

二宮委員： そういうやり方はあると思います。現状の指針でも今おっしゃられたようなやり方はカバーされています。

新美座長： カバーされているんですね。それなら結構です。

新美座長： そういうことをやっていくことがもっと広げることになると思います。ありがとうございます。

他に御意見、御質問ありましたらよろしくお願いたします。

二宮委員： 参考資料の3ページにオフセット指針とそれに関連するガイドラインの関係性が書かれていまして、この場ではオフセット指針のことを集中して議論しているのですが、それに付随するガイドラインがいっぱい右側にあります。この場が議論の場にふさわしいかどうかわからないのですが、これは度々篠崎委員もいろいろなところで御指摘されていることなのですが、右側のガイドラインがやたらに多いのです。今回左側の指針をアップデート

トしてまとめるというのは大いに結構なことではいいのですが、できれば右側のガイドラインもストリームライン化していく作業がどこかで必要なのではないかと思います。

先ほど信時委員からも御指摘がありましたように、わかりやすさということが言われている中で、有象無象のガイドラインはわかりにくさの象徴でして、これも併せてどこかの場で検討した方がいいと思います。

今の私の理解では、これを検討する場がありません。唯一あるとすれば3ページの下から2番目のカーボン・オフセット制度第三者認証基準を所管しているカーボン・オフセット制度運営委員会が常設の委員会として設置されているので、そこで議論するべきかと思ったのですが、その委員会は認証を対象とするカーボン・オフセットしかカバーしていない関係で、上にいっぱいありますガイドラインは認証を対象としないものもカバーするというでここも外れてしまっているということです。

したがって御提案したいのは、今回このあり方指針見直しのいい機会ですので、ガイドラインの見直し、ストリームライン化、あるいは一本化を議論する場をどこかで設置していただきたいと思いますが、一案としては今申しましたカーボン・オフセット制度運営委員会のマターとするのもいいかと思いますが、どこかで委員会を設置するか現状の委員会でガイドラインをストリームライン化することをこの機会に是非やっていただければ、わかりやすさということで、このあり方指針の見直しとセットでカーボン・オフセットの今後の普及に大いに役立つのではないかと思いますので御提案したいと思います。

新美座長： ありがとうございます。

ガイドラインはそれぞれまだストリームライン化は全然されていないわけですね。

二宮委員： 前から指摘されていることなのですがやられていません。

新美座長： それは検討していただくといいかもしれません。

伊藤補佐： こちらにつきましては他の委員の方々からも御指摘いただいておりますので、恐らく運営委員会が一番フィットするのではないかと考えておりますので、そういった場で議論を進めていきたいと思っております。

二宮委員： 是非御検討をお願いします。

新美座長： こういうものはパッチワーク的に作ってきていますので、こっちを参照、あっちを参照ということで非常に面倒です。

二宮委員： 経緯を御説明しておきますと、わざとばらばらにしているのではなく、問題が起きると同時にアドホック的に対応してきた結果こうなってしまった経緯がありますので、やはりまとめるべきだということが本質論として

あると思いますので是非お願いします。

新美座長： 貴重な御意見ありがとうございます。これをやろうと思いましたが、ちょうど六法全書が電子ファイルになって非常に見やすくなりましたので、そういうのをファイル化してやれるかどうか考えていただきたいと思いません。

則武委員： 今回の資料 2-2 で少し気になったのは、オフセット製品ということが 4 ページの上にあるのですが、クレジット付きの商品とオフセット済みの商品は主張をどちらがするかも含めて区分けが必要ではないかと思いません。

カーボン・オフセットされた商品を見ている中で、元々カーボン・オフセットを「知って、減らして、オフセット」の「知って」の部分が全くわからないものが結構ありまして、ニュートラルまでする必要はないとしても、見合った形の量がオフセットされているのかが全然わからないものが結構多くなってしまっているのではないかと思うので、その部分も透明性の中で何らか必要ではないかと思しますので、その部分が見えるように少しは示すようにするという点が、前回どこまで書かれているかは自信がないのですが、書かれていないような気がしますので考える必要があると思いません。

新美座長： ありがとうございます。その辺も少し書き加えていただけたらいいと思います。

他に御指摘、御質問ございましたらよろしくお願いします。

前文の「必要だ」というところの中で、我が国のエネルギーのあり方というのはこの 6 年の間にそんなに好転するとは思えませんので、その辺も少しオフセットないしは削減のための努力が必要だというのを書いておいた方がいいのではないかと思います。

基本計画がどう出るかによって、相当これは拍車をかけなければいけないということになると思います。

二宮委員： 地球温暖化対策計画がまとまった段階で、また見直しがかかるということですので、恐らく前文の内容は変わってくると思いますがそう理解してよろしいですか。

新美座長： その辺はどうですか。

伊藤補佐： その時、その時に新たな施策が出てきますので、それを反映した形で指針の中に入れていきたいと思いません。

二宮委員： 先ほど、3 章の指針のところはあまり変更ないということでしたが、結構影響があると思いません。例えば使用できるクレジットで JCM などもあるわけですが、やはり議論すべき内容はいくつかあると思うのですが、それは次回の委員会までに事務局で作業をされて素案が出てくるのでしょ

うか。先ほどの篠崎委員の御議論とも関係があるのですが、JCM や J-クレジットなど若干センシティブなところもあるかと思いますが、変わる部分が出てくると思うのですが。今後の日程だけでも確認できればと思います。

新美座長： 確かに重要なポイントになると思います。

三好補佐： 市場メカニズム室の三好でございます。貴重な御意見ありがとうございます。

今回の指針の改訂につきましては、本日の委員会が骨子案という形で御覧いただき、本日いただきました御意見を基にこれを揉みましてパブリックコメントにかける文章を整える予定でございます。そのパブリックコメントにかけたものを後ほど事務局の方からお伝えいただこうと思いましたが、3月中、下旬辺りにもう一度お集りいただきましてパブリックコメントに反映したものを御覧いただきたいと思っております。当然パブリックコメントにかけるまでは本日いただいた御意見、特に3章のところは重要だというお話をいただいておりますので、わかりやすく親しみやすいところまでいくかどうかわかりませんが、今おっしゃられたようなクレジットのところも内容を加味して一度御覧いただいた上でパブリックコメントにかけたいと思っております。

熊倉室長： 基本的な考え方ですけれども、JCM は今一押しでやっておりますので、クレジットの発行は大分先ですけれども使えるようにしたいのでそこは記述したいと思っております。

京メカクレジットについては京都メカニズムのルールがありますので、使えるものは使えるし使えないものは使えないので、そこは客観的に書いていこうと思っておりますので、パブコメ案を御提示する際にはお見せできるようにしたいと思います。

新美座長： 他に御意見がありましたらよろしくお願ひいたします。

熊倉室長： 二宮委員から御指摘のありました展望を切り離すかどうかは検討したいと思うのですが、もし切り離す場合は、多分実績と課題も切り離して、こういう課題があるので今後こういう展望であるべきだという政策提案文書のような感じになるかと思っております。

その際、その文書の主語を環境省にするのかこの検討会にされるのか、通常であれば審議会の答申みたいなことで政策提案いただいて環境省で27年度の予算要求につなげていくというのがよくあるパターンですので、そういう点も含めて御相談させていただければと思います。

新美座長： せっかくですから、要するに指針は指針でコア部分をきちんと出して、それをどう生かすかということで提言案をこの委員会ですすというものが 1

つの案ですので、それは環境省の中で揉んでいただいて、どちらの方向がより動きやすいかということで御検討いただけたらと思います。

熊倉室長： 整理いたします。

二宮委員： ポリシーは指針とは別だと思えます。

新美座長： 指針はある意味憲法ですので。憲法にも前文はありますので、前文はあってもいいと思いますが、提言は別の方向で御検討をよろしく願いいたします。

他に御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

則武委員： オフセット製品・サービスの流通拡大のところにに入れていただいた方がいいのかもしれないですが、今、グリーン購入ネットワークなど一部のガイドラインの中にはカーボン・オフセットをしているかどうかという項目を入れたりしてしまっていて、もしかするとエコマークといったようなラベルにもオフセットに関してマストにする必要はないかもしれませんが配慮するような他の仕組みに織り込んでいくということも必要ではないかと思えますので、その辺も記載できればしていただければと思います。

新美座長： ありがとうございます。ある意味でエコ関係のラベリングはいっぱい出ているのですが、相互のつながりをどのように考えるかというのは見直していく必要があると思えます。これは市場メカニズム室だけの問題ではなくて環境省全体の問題で少し考えていった方がいいかもしれません。

やはり切り口が1つだけというのもそれなりにわかりやすさがありますけれども、マークがいっぱい出てきますと何のマークなのかかわからないということも出てきますので、是非御検討をお願いしたいと思えます。

他に御意見、御質問ございましたらお願いいたします。

いただいた御議論はこれぐらいでしょうか。後は末吉委員から大所高所の御意見が出されておりますが、カーボン・オフセットそのものではないにしても、少し情報活動の中で捉えていく必要があるのではないかと思えますので、先ほどの提言案のところに分けて書くとしたら末吉委員のおっしゃっていることも少し生かしていてもいいのではないかと思えます。

熊倉室長： 末吉委員、信時委員の御意見を踏まえまして、経済の問題として捉えたときに環境ビジネスの一環としてこのカーボン・オフセットを捉えるべきというところはまさにそのとおりだと思っていて、このようなツールを通じて消費者や投資家の意識を喚起して、オフセットを初めとする環境保全に取り組む企業が頑張れば報われるという経済面での好循環を図っていくということも意義としてどこかに記述できればいいと考えているところでございます。

新美座長： その仕掛けは環境省が作らないと動き始めないようなところがあると思

いますので、環境価値を経済の中に組み込むというのは環境省が一番よく知っているの、それをどのように仕組みとして生かすのかということは是非御検討いただけたらと思います。

篠崎委員： この指針とはあまり関係ないのですが、オフセットということで、今おっしゃった普及の話のときに例えばオフセット製品を材料や部品として購入して自社の排出量を報告するときに、それはゼロとしてカウントしているということがどこかの報告制度の中に入ってくればものすごくわかりやすくなりまして、特に B to B の場合などは増えると思うのですが、そういうことはあり得ないでしょうか。

熊倉室長： 温暖化対策推進法で大手の企業については排出量の報告が義務付けられていまして、この報告量の算定の際に、J-クレジットや京都クレジットのようなものであればオフセットに使えるというように現在省令でなっていますが、その場合先ほどの二重カウントの問題がありまして、クレジットが移転されて報告する人がしっかり自分のものとして償却することが大事でして、あっちでもこっちでもカウントすることはできません。

篠崎委員： それは自社の排出量がこれだけ出たというものを、後はそこにクレジットを充てて減らして調整するということですね。オフセット製品の原材料を購入して自社の排出量をカウントするときに積み重ねたときはゼロということを確認にした方がいいと思いますが、それはゼロですよ。

則武委員： それは先ほどのスコープ 3 の話で、自身の排出量の外のものなので、スコープ 3 の部分から減らすということはできるとは思いますが、スコープ 3 に対する報告制度はまだ CDP の中だけで、完全に普及していません。排出量は今トリプルカウントになっていますので。

新美座長： レイヤーが違うのです。

二宮委員： このように、多分カーボン・オフセットの活用の議論というのはどんどんやっていかないといけないと思います。それも指針のつけ足しでやるのではなくて、スコープ 3 も含めてどのように活用していくかという議論はやはり別の場できちんと議論された方がいいと思います。その部分は指針を踏まえた上でどう活用していくかというのはいっぱい可能性としてあるわけですので、それを議論する場が設置されることが活用という意味では望ましいと思います。

新美座長： 私も今伺っていて、これは大事な問題だと思います。これがうまく使えるようになるともっと普及しますので、それは是非きちんと本格的に議論していった方がいいと思います。

他に御意見ございましたらお願いいたします。

終盤になりまして重要な問題提起が出ましたので、是非これは検討課題としてやっていただきたいと思います。

特にないようでしたら、次の議題に入りたいと思いますが、これは今の御意見を踏まえて、環境省がパブコメをしていただくこととなりますので、その辺の手順を御説明いただけますでしょうか。

三好補佐： それでは、本日いただきました御意見を踏まえまして、早急にパブコメ案を取りまとめまして、委員の皆様にもメール等で回覧をいたしまして、必要に応じまして御説明に上がらせていただければと考えております。

また、パブコメ案につきましては、委員の皆様と新美座長に御確認をいただいた上で最短で2月末にはパブリックコメントを開始しまして、2週間程度実施しまして、パブコメでいただいた意見を取りまとめて3月の中、下旬にもう一度お集りいただきまして内容について御確認いただければと考えているところでございます。

新美座長： ありがとうございます。

今のような段取りで進めるということですが、皆様よろしいでしょうか。

皆様からの意見を踏まえたパブコメ案はこれから策定にかかりますが、その取りまとめに際してはいろいろと個別に御相談に上がるということですが、最終的な取りまとめは座長の私に御一任いただくということによろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。

本日、予定しました議題は以上でございますが、皆様の方から何か今後議論した方がいいということがありましたら御意見を賜りたいと思います。先ほどございましたレイヤーの問題、どこでどのように使うかというのは大きな課題になると思いますが、それ以外に何かございましたら、あるいはそれに付随しまして、則武委員、何かございますか。

則武委員： 今の点は議論が長くなると思うのですが、スコープ3の中ではオフセットの部分は元々認められていないので、その辺も考え方として別に表示するとしても変えてもらうぐらいの気持ちが必要ではないかと思います。

新美座長： わかりました。

他にございましたらどうぞ。

よろしいでしょうか。

どうもありがとうございます。では、事務局から何かございましたらよろしく願いいたします。

事務局： パブコメ案にかかる御説明で御相談に上がりたいと思いますのでよろしく願いいたします。また、3月下旬になるかと思いますが、第3回の検

討会を予定しておりますので、こちらもよろしくお願いたします。

新美座長：

ありがとうございます。

先ほどガイドラインを少しストリームラインに載せてくれという御意見がありましたので、これは事務局にお願いですが、電子ファイルになっていると思いますので、最低限こうしたら参照できますというリンクを貼るような形で作っていただくと、少し作業は大変でしょうがそれが可能ならばやっていただくと今後の議論にも反映しやすいと思いますので、大急ぎではありませんが、せっかく指針の改訂がありますので、ガイドラインも手をつけざるを得ないと思いますので、少し下準備を進めておいていただくとありがたいと思います。

環境省から何かございますか。なければ本日の検討会はこれで終了したいと思います。どうもお忙しいところありがとうございました。